

三次市教育委員会議案第7号

三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する等の規則
(案) について

三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する等の規則案
を次のように提出する。

令和2年5月25日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する等の規則（案）

（三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第1条 三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則（平成28年三次市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

申 込 者	住 所 (所在地)
	団 体 名
	氏 名 (代表者) ⑩
	電 話 番 号

」を

「

申 込 者	住 所 (所在地)
	団 体 名
	氏 名 (代表者)
	電 話 番 号

」に改める。

（三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第2条 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則（平成21年三次市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「，指定管理者」を「，教育委員会」に改め，「，あらかじめ教育委員会の承認を得て」を削る。

第3条を削る。

第4条中「指定管理者が別に定める」及び「指定管理者に」を削り，同条を

第3条とする。

第5条第3号中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

(三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第3条 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則（平成21年三次市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

住所又は団体名

氏名（責任者）

㊟

電話 — —

」を

「

住所又は団体名

氏名（責任者）

電話 — —

」に改める。

(三次市文化会館設置及び管理条例施行規則の廃止)

第4条 三次市文化会館設置及び管理条例施行規則（平成21年三次市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。